

物品供給契約書（案）

- 1 件名 市町村配付用標準システムトナー等購入
- 2 履行又は納品場所 千葉県後期高齢者医療広域連合及び広域連合が指定する場所
- 3 品名・数量 別紙仕様書等のおり
- 4 納入期限 契約締結日の翌日から令和6年6月14日まで
- 5 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 6 契約保証金

上記の売買について、発注者と受注者は、別添の条項によって物品供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
国保会館内
名称 千葉県後期高齢者医療広域連合
代表者名 広域連合長 井崎 義治

受注者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

物品供給契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書及び図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の物品供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の目的物（以下「物品」という。）を契約書記載の履行期間内に契約書記載の納品場所に納入するものとし、発注者は、その契約金額（単価契約の場合は、契約金額に実施数量を乗じた金額とする。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合、又は発注者と受注者の間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、千葉地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(監督職員)

- 第3条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。そ

の者を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 この約款に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

5 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10（当該契約に係る金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円までは100分の10、1,000万円を超える部分については100分の7）以上の額としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 前各項の規定は、千葉県後期高齢者医療広域連合財務規則第80条第2項又は同条第3項の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

(業務の調査等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して業務の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約内容の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合には契約の内容を変更し、又は納入を一時中止することができる。この場合において契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者の間で協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者の間で協議して定める。

(期限の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までにこの契約の履行を完了することができないことが明らかとなるときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者の間で協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要な経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者の間で協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第10条 受注者の責に帰すべき理由により履行期限までに物品を納入することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、契約金額に対して延長日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により、財務大臣が決定する率（年当たり

の割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した金額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、既に実施し、発注者の検査に合格した物品があるときは、第1項の延滞金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 発注者の責に帰する理由により、第12条の規定による契約金額の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により、財務大臣が決定する率(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した金額を請求することができる。

(検査及び引渡し)

- 第11条 受注者は、物品を納入したときは、直ちに発注者に対して検査の請求をしなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、物品の納入を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。
 - 4 第2項の検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、き損し、又は破壊した物品を原状に復する費用は、すべて受注者の負担とする。
 - 5 第2項の検査に合格したとき又は第8項の採用を決定したときをもって、検査に合格した物品の引渡しを完了したものとする。この場合において、物品が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。
 - 6 受注者は、第2項の検査に合格しない物品がある場合において、発注者が期限を指定して修補(交換又は手直しをいう。以下本条において同じ。)を請求したときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、修補が完了したときは、第2項から前項までの規定を準用する。
 - 7 前項の修補が指定した期限内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、発注者は、指定した期限経過後の日数に応じ、受注者に損害の賠償を請求することができる。
 - 8 発注者は、第2項の検査に合格しない物品のうち、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めたものについては、契約金額を減額してこれを採用することができる。
 - 9 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者の間で協議して定める。

(契約金額の支払)

第12条 受注者は、前条第2項の検査に合格したとき又は前条第8項の採用を決定したときは、発注者に対して契約金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 期限内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受注者が受注者の理由により解除の申し出をしたとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、第5条第5項の場合においては、この項の規定は適用しない。

3 受注者は、第1項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この場合において、既に発注者の検査に合格した業務に対する支払いがあるときは、契約金額から既支払相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

4 発注者は、第1項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(協議解除)

第14条 発注者は、前条第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(業務従事者災害等)

第16条 受注者は、業務の履行に関し生じた受注者の業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(契約不適合責任)

第17条 受注者が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)がある成果物を発注者に引き渡したときは、発注者は、受注者に対して、当該成果物の補修その他の履行の追完を請求し、又は契約不適合の程度に応じて契約金額の減額、損害賠償の請求、この契約又は法令の規定による契約の解除をすることができる。この場合、契約金額の減額の割合は、成果物の引渡し時点を基準として算定する。

2 前項前段に規定する場合において、当該契約不適合が、発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及びこの契約又は法令の規定による契約の解除をすることができない。

3 第1項前段に規定する場合において、発注者が第11条の規定による引渡しを受けた日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及びこの契約又は法令の規定による契約の解除をすることができない。ただし、受注者が当該契約不適合を知っていたとき、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

(受注者の法令上の責任)

第18条 受注者は、業務従事者に係る労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持等)

第19条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第20条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い）

第21条 受注者は、この契約に関して前条第1項第1号又は第2号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者の指定する期間内に契約金額の10分の1に相当する賠償金に契約金額の支払いの日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号又は第2号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体等であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（補則）

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者の間で協議してこれを定めるものとする。

履行妨害又は不当要求に対する措置に関する特記事項

(総則)

第1条 この特記事項は、この特記事項が添付される契約と一体をなす。

(履行妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 受注者は、契約の履行に当り、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告すると共に、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者の下請業者が暴力団等から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告すると共に、所轄の警察署に届け出ること。

反社会的勢力排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(反社会的勢力の排除)

第2条 発注者および受注者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

2 発注者および受注者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき

① 相手方に対する暴力的な要求行為

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 受注者は、本業務を再委託する契約等（以下、「再委託契約等」という。）の相手方またはその役員が暴力団員等であることが判明したとき、再委託契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、または再委託契約等の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

4 発注者は、受注者が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

5 発注者および受注者は、第2項または前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。